

(案)

31 西審保福第 号
令和元年 月 日

西東京市長 丸山 浩一 殿

西東京市保健福祉審議会会長

自立支援住宅改修費助成事業、高齢者住宅改造費給付事業及び高齢者日常生活用具等給付事業における利用者負担のあり方について（答申）

令和元年5月28日付31西健高第704号による諮問について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

自立支援住宅改修費助成事業、高齢者住宅改造費給付事業及び高齢者日常生活用具等給付事業における利用者負担のあり方について

2 答申事項

自立支援住宅改修費助成事業、高齢者住宅改造費給付事業及び高齢者日常生活用具等給付事業における利用者負担割合について、介護保険制度との整合性を踏まえ見直すことは妥当である。

3 答申理由

自立支援住宅改修費助成事業及び高齢者日常生活用具等給付事業は、介護保険認定で非該当と認定された方を対象とする介護保険の住宅改修費、福祉用具購入費及び福祉用具貸与に準じるサービスであり、高齢者住宅改造費給付事業は、介護保険又は総合事業のサービスの対象となった方に対する介護保険とは別の給付である。

本事業は介護保険制度施行前から実施しているが、利用者負担は、介護保険制度の施行後に1割負担となった後、今日に至っている。

一方、介護保険制度の自己負担の負担割合は見直しが行われ、平成27年8月から1割負担又は2割負担となり、平成30年8月からは、1割負担、2割負担又は3割負担となっている。

高齢者が自宅で安心して生活をするためには、本事業を今後も継続していくことは有用であり、持続可能な市単独事業とするためにも、低所得層に配慮しつつ、

利用者負担について介護保険制度との整合性を踏まえ見直すことは妥当であると考えられる。

4 附帯意見

負担割合の見直しに当たっては、サービスを必要とする高齢者が利用を控えることがないように、適切な支援の整備等に配慮し、それを周知すること。

また、日常生活用具については、高齢者にとって真に必要なサービスとなるようその内容を検討することが望まれる。